

岩手県告示第963号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成27年12月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸南沿岸佐須漁港海岸佐須地区海岸
- 2 指定区域 次の基点1から基点29までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点29と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 基点1 北緯39度13分19秒82504、東経141度55分24秒09144
- 基点2 北緯39度13分19秒80915、東経141度55分23秒81680
- 基点3 北緯39度13分19秒80183、東経141度55分23秒69362
- 基点4 北緯39度13分19秒97359、東経141度55分23秒48699
- 基点5 北緯39度13分20秒09522、東経141度55分23秒08022
- 基点6 北緯39度13分20秒11582、東経141度55分23秒05908
- 基点7 北緯39度13分20秒21054、東経141度55分22秒98197
- 基点8 北緯39度13分20秒41317、東経141度55分22秒83817
- 基点9 北緯39度13分20秒49510、東経141度55分22秒97015
- 基点10 北緯39度13分21秒12325、東経141度55分22秒95121
- 基点11 北緯39度13分21秒22221、東経141度55分22秒87299
- 基点12 北緯39度13分21秒25514、東経141度55分22秒84774
- 基点13 北緯39度13分23秒38715、東経141度55分26秒28233
- 基点14 北緯39度13分23秒35709、東経141度55分26秒31217
- 基点15 北緯39度13分23秒34683、東経141度55分26秒32465
- 基点16 北緯39度13分23秒28149、東経141度55分26秒42114
- 基点17 北緯39度13分23秒42527、東経141度55分27秒34752
- 基点18 北緯39度13分23秒40561、東経141度55分27秒50312
- 基点19 北緯39度13分23秒40214、東経141度55分27秒72854
- 基点20 北緯39度13分23秒41037、東経141度55分28秒06181
- 基点21 北緯39度13分23秒42388、東経141度55分28秒14690
- 基点22 北緯39度13分23秒57187、東経141度55分28秒86418
- 基点23 北緯39度13分23秒54343、東経141度55分28秒89336
- 基点24 北緯39度13分23秒16860、東経141度55分28秒92981
- 基点25 北緯39度13分23秒02880、東経141度55分28秒83980
- 基点26 北緯39度13分22秒58244、東経141度55分28秒78055
- 基点27 北緯39度13分21秒59218、東経141度55分29秒79655
- 基点28 北緯39度13分18秒99136、東経141度55分25秒60672
- 基点29 北緯39度13分19秒67115、東経141度55分24秒90925

備考 関係図面は、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部に備えておいて縦覧に供する。